

## 4. 障害のある人

### (1) 現状と課題

人は誰でも、日常生活や社会生活において障害のある人になる可能性があります。ところが、障害に対しては、特に他人事意識が強く、自分の問題としてとらえていない人が多いのが現状です。障害のある人を「かわいそうな存在」「してあげる存在」として見る意識や偏見、差別意識が見受けられます。また、これまで障害を身体障害、知的障害、精神障害の3つの枠組でとらえてきましたが、最近では、発達障害や様々な難病なども新たに加えられ、障害種別が多様化してきています。特に精神障害や発達障害では、外見ではわかりにくいため、正しい理解が進まず、当事者を困らせていることにもつながっています。さらに、障害があるという理由による結婚差別・子どもを生むことへの反対や、進学・就職における不利益な取り扱い、出生前診断によるいのちの選択等、表面化しない差別の実態があり「障害のある人を排除する」ことも懸念されます。

国連では、「障害」は社会が作り出しているという考え方「障害者とは社会にある障害と向き合っている人たち」（社会モデル）を反映させた「障害者権利条約」を採択し、各国における障害のある人の基本的人権の保護や固有の尊厳の尊重、福祉の充実を提唱してきました。国においても、「障害者権利条約」を批准し、社会モデルの考え方を取り入れた「改正障害者基本法」や、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など法律の整備が進められています。

三田市において、平成30年（2018年）に障害のある人に対する虐待事案が判明しました。事案の原因を早期究明するために設置した障害者虐待に係る対応検証委員会からは、当事者（障害のある人）本人の権利擁護・支援を最優先に取り組む視点の欠如や地域社会の無理解など多くの課題が指摘されました。

また、委員会からの提言を具体的施策とするため、障害者共生協議会を設置し、「誰がどのようにして取り組むことができるのか」「地域社会における交流の活性化」などを中心に、障害のある人の権利擁護と意識啓発のあり方について協議を進めました。

さらに、検証報告書の提言を踏まえ、十分な支援や情報を得ることができていな

いと思われる方を訪問し、現認時のヘルプサインを的確に関係機関で共有を図っていき、障害のある人の困りごとの解決を図ります。

障害のある人の人権問題は、障害のある人の日常生活のしづらさの責任を障害のある人個人に求める考え方（医学モデル）に起因しています。社会全体が障害を正しく理解し必要な配慮を行えば、障害のある人にとって日常生活のしづらさは解消され、その結果、障害のある人は障害のある人でなくなり、究極的には障害のある人の人権問題は存在しなくなると考えられます。（社会モデル）このため、社会を構成する私たち一人一人が障害のある人の人権問題と向き合い、ノーマライゼーションの理念を基盤とした真の共生社会を実現していくことが必要です。

## （2）今後の方向性

「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」や「三田市みんなの手話言語条例」「三田市障害者福祉基本計画」「三田市教育振興基本計画」に基づき、すべての人が障害の問題を他人事ではなく自分のこととしてとらえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが地域の一員として住みやすく、互いの人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざします。

- 障害のある人に対する差別の解消と虐待を防止するため、障害についての正しい知識を普及させるとともに、合理的配慮の浸透を図ります。
- 障害のある人が地域で安心して暮らし、自立した生活ができるよう、生活支援や就労支援などの相談支援体制を充実させるとともに、権利や財産などの権利擁護を推進します。
- 障害のある人と交流する機会を通じ、互いに理解を深めながら差別や偏見を取り除き、障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、様々な活動に主体的に参加しやすくなるよう、支え合い助け合える地域社会づくりを進めます。
- 持てる力を最大限に伸長させる個別に応じた教育を行うとともに、障害の有無にかかわらず、お互いに認め合い、支え合い、高め合う、共に生きる教育を推進します。

### 個別計画等

- ・第5次三田市障害者福祉基本計画 平成30年（2018年）